

指定管理者の指定議案の概要

－平成25年6月定例会－

目 次

議案第71号 盛岡市立上飯岡児童センター飯岡分室の管理を行う指定管理者の指定について…… 1

議案第71号

盛岡市立上飯岡児童センター飯岡分室の管理を行う指定管理者の指定について

1 選定までの経過

盛岡市立上飯岡児童センター飯岡分室の設置に伴う指定管理者の選定審査を行い、候補者を選定した。

【選定の経過】

平成25年5月10日 申請書提出

5月17日 選定審査の実施

2 選定対象施設及び申請の状況

- (1) 名 称 盛岡市立上飯岡児童センター飯岡分室
(2) 位 置 盛岡市下飯岡10地割 178番地4
(3) 新規・再指定の別 新規
(4) 指定期間 平成25年9月1日から平成26年3月31日まで（7ヶ月間）
(5) 公募・非公募の別 非公募

盛岡市立上飯岡児童センターと連携した運営が必要であるため。

3 選定結果

- (1) 申請団体数 1団体
(2) 指定管理者候補者 社会福祉法人盛岡市社会福祉事業団
理事長 瀧野常實
盛岡市若園町2番2号

(3) 候補者の主な業務内容

社会福祉事業の推進を図りながら、市民福祉の向上と増進に寄与することを目的に、市が設置した社会福祉施設等の管理運営業務を受託している。

(4) 候補者の実績

昭和49年の設立以降、市と共に地域福祉の推進を図りながら、児童センター等施設の管理運営を行っており、平成25年4月1日現在で、市の85施設の管理運営、4事業の業務を受託している。

4 採点結果

(1) 総合計点数

351.6点（審査評価表の満点の合計数 517.2点の68.0%）

※ 満点の100分の50を超えている。また、すべての審査員が同一の大項目に0点を付けていない。

(2) 提案された指定管理料

880千円（上限額 880千円）

5 総評（選定された団体の評価が高かった点について）

- 施設設置の趣旨を理解し、積極的に児童の健全育成に寄与しようとする姿勢がみられ、これまでの実績を生かした堅実な管理運営が期待される。
- 母親クラブや地区福祉推進会など地域組織と連携した事業が実施されており、利用者や地域のニーズを把握したサービスの提供が期待される。